

○芝山町学校給食用物資納入業者登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、芝山町(以下「町」という。)における学校給食の安定かつ安全安心な提供を確保するため、町が発注する学校給食用物資(以下「給食用物資」という。)を納入する業者(以下「納入業者」という。)の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 登録の対象となる納入業者は、次の各号の基準を遵守すること。

- (1) 学校給食の意義及び役割を理解するとともに、食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守していること。
- (2) 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号別添最終改正：平成26年10月14日付け食安発1014第1号)に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の保健衛生の管理監督が行われていること。
- (3) 町が求める学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力等を有し、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。
- (4) 製造・加工・配送に携わる従業員全員の検体検査を1か月に1回以上実施しており、衛生検査等に係る報告を求めた場合は、遅滞なく提出できること。
- (5) 随時の立ち入り検査等については、速やかに応じること。
- (6) その他教育長が必要と認める要件を満たしていること。

(登録することができる者)

第3条 登録することができる者は、次のすべてを満たしている者とする。

- (1) 業務の履行にあたって、法令の定めにより、必要となる許可、免許又は登録を受けている者。
- (2) 納期の到来した法人税(個人事業主にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税を完納している者。
- (3) 会社更生法及び民事再生法に基づく手続きの開始申し立てをしていない者。
- (4) 芝山町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)の規定に基づく排除措置の対象になっていない者。

(登録の申請)

第4条 登録を希望する納入業者は、芝山町学校給食用物資納入業者登録申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。ただし、給食用物資が青果物のみの納入業者にあっては、第1号及び第2号に掲げる書類の添付は不要とする。

- (1) 保健所の食品営業許可証の写し
- (2) 食品衛生監視票の写し(製造加工業に限る。)
- (3) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書又はこれに代わるもの
- (4) その他、教育長が必要と認める書類

2 登録の申請は、随時とする。

(登録名簿への登載等)

第5条 教育長は、前条の規定による登録の申請があったときは、その内容を審査し、適格と認めた納入業者について、芝山町学校給食用物資納入業者登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登載するものとする。

2 前項に規定する登録名簿は、一般の閲覧に供するものとする。

3 登録の有効期間は、町長が別に定める。

4 登録の有効期間の途中で登録名簿に登載された者については、当該登録後最初に到来する有効期間満了日まで有効とする。

(登録事項の変更等)

第6条 登録事業者は、登録事項に変更が生じたとき又は登録に係る営業を廃止若しくは休止したときは、芝山町学校給食用物資納入業者登録事項変更・追加・廃止届(別記様式第2号)に必要書類を添付し、速やかに学校給食センター所長に届け出るものとする。

(協定書の締結等)

第7条 第4条の規定により登録名簿に登載された納入業者は、別に定める「協定書」を町と取り交わすものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

様式第1号（第4条第1項）

芝山町学校給食用物資納入業者登録申請書

年 月 日

芝山町教育委員会教育長 様

住所又は所在地
商号又は名称
氏名又は代表者職氏名
電話番号
F A X
メールアドレス

町が発注する学校給食用物資納入業者として登録を希望するので、関係書類を添えて申請します。

1 営業区分	本社・本店・支店・出張所・営業所・その他（ ）
2 事業開始年月日	年 月 日
3 学校納入経験年数	年から（ 年 か月）
4 事業所の規模	(1) 従業員数 名
	(2) 輸送能力 車両 台（うち冷蔵庫 台・冷凍庫 台）
	(3) 店舗等 店舗 m ² 、倉庫 m ² 、工場 m ²
	(4) 冷凍冷蔵設備 冷蔵設備 m ² 、冷凍設備 m ²
	(5) その他の特殊設備
5 主な納入先	※学校、給食センター、給食調理施設を記入。
6 従業員の健康管理	検診 年 回 検便 年 回
7 納入可能物資	

8 登録者遵守事項	<p>登録にあたって、次の事項を遵守すること</p> <p>(1) 学校給食の目的を十分に理解し、児童生徒の健全な発達及び教育に果たす役割を深く認識し、納入すること。</p> <p>(2) 給食用物資の納入・規格基準に基づき、給食センター等へ納入すること。また、給食用物資が規格に反し、または所定の品質を満たさない状況にある場合は、直ちに代替品を用意し、給食業務の円滑な運営に支障のないように最善の対応を行うこと。</p> <p>(3) 給食用物資納入先である給食センター等の事情を考慮し、町が指定する時間、場所及び方法で納入すること。</p>
-----------	--

添付書類：①保健所の食品営業許可証の写し、②食品衛生監視票の写し（製造加工業に限る。）、③税金の納税証明書（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）※給食用物資が青果物のみの場合は①及び②の添付は不要

上記のほか、本申請関係書類に記載の内容は事実と相違ありません。また、次の事項について誓約します。

記

- ・過去3年以内に食品衛生法による営業停止、その他処分を受けていません。
- ・会社更生法及び民事再生法に基づく手続きの開始申し立てをしていません。
- ・芝山町暴力団排除条例の規定に基づく排除措置の対象ではありません。
- ・登録者遵守事項に反したことを理由に、芝山町学校給食用物資納入業者登録の取消を受けた場合でも、一切意義を申し立てず、またいかなる補償も求めません。

商号又は名称 _____

代表者名 _____ 印 _____

様式第2号（第5条）

芝山町学校給食物資納入業者登録事項変更・追加・廃止届

年 月 日

芝山町教育員会教育長 様

住所又は所在地
商号又は名称
氏名又は代表者職氏名
電話番号
F A X
メールアドレス

先に登録した芝山町学校給食用物資納入業者登録事項に関し、変更・追加・廃止
がありましたので、届け出ます。

1 変更及び追加の内容

変更事項	変更前	変更後

変更（予定）日	
---------	--

2 名簿登録の廃止

廃止理由	
廃止予定日	
備 考	